

## 建設工事等の入札者心得

平成6年6月23日 公告第92号

最近改正 令和5年3月29日 公告第69号

建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託の入札にあたっては、次の事項に注意してください。

### 1 入札の参加

入札の参加に当たっては、当該入札の案件の内容及び要件をよく確認し、誤りがないよう注意してください。

### 2 代理入札

入札の代理人は、当該工事の工事番号、工事名及び工事場所を記入した委任状を、入札開始前に提出してください。

### 3 入札

入札書は、本市が定めた様式を使用してください。

入札者は、入札者名、工事番号、工事名及び工事場所を表記した封書に入札書を入れて提出してください。

ただし、本市及び入札者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札（以下「電子入札」という。）による場合にあっては、電子入札契約システムにより入札書を提出してください。

### 4 入札の辞退

(1) 指名を受けた者は、いつでも、入札を辞退することができます。

入札の辞退を理由として不利益な取扱いをしないものとします。

入札を辞退しようとする者は、次の各号により申し出てください。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届の直接持参又は郵送

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書の提出

ウ 電子入札による場合にあっては、指名通知又は入札公告に記載した入札締切日時までの電子入札契約システムによる辞退届の提出

- (2) 電子入札による場合にあっては、入札締切日時に入札書が未到達の入札参加者は、入札を辞退したものとみなし、紙による辞退届の提出を求めます。

## 5 無効入札

次の入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額を訂正した入札
- (3) 再入札における初度の入札の有効な最低入札価格以上の入札
- (4) 入札金額又は入札者の氏名その他の主要な事項が識別し難い入札
- (5) 1 回に 2 以上の入札を行ったときは、その全部の入札
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する不正行為により行った入札
- (7) 最低制限価格未満の金額の入札
- (8) 無効入札として指名通知又は入札公告に記載した要件に該当する入札
- (9) 金額の錯誤による入札
- (10) 電子入札による場合にあっては、入札書無効届の提出があった入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 6 入札の打ち切り等

- (1) 入札が公正に執行できないと認められるときは、その入札の執行を延期し、又は打ち切ることがあります。
- (2) 指名競争入札において、入札者が 1 人となった場合は、入札を打ち切ることとします。
- (3) 指名競争入札において、再入札に参加できる者が 1 人となった場合は、入札を打ち切ることとします。

## 7 入札書の書換え等の禁止

入札書の書換え、引換え又は撤回は、できないこととします。

## 8 再入札

- (1) 再入札は 1 回とします。
- (2) 再入札の入札書には、「再」を記入してください。

ただし、電子入札による場合にあっては、電子入札契約システムにより再入札書を提出してください。

- (3) 初度の入札で無効入札を行った者は、再入札には参加できないこととします。

## 9 落札の決定

- (1) 落札者は、有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者としします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## 10 入札執行職員の指示

入札者は、入札執行職員の指示に従って入札を行ってください。

## 11 実施時期

この入札者心得は、平成6年7月1日から実施します。

附 則（平成10年3月31日公告第39号）

この入札者心得は、平成10年4月1日から実施します。

附 則（平成11年3月15日公告第29号）

この入札者心得は、平成11年4月1日から実施します。

附 則（平成23年3月31日公告第65号）

この入札者心得は、平成23年4月1日から実施します。

附 則（平成27年3月31日公告第58号）

この入札者心得は、公表の日から実施します。

附 則（令和5年3月29日公告第69号）

この入札者心得は、令和5年4月1日から実施します。